

新さっぽろ音楽の日～Music Pocket～ロゴマーク使用要綱

(目的)

第1条 本要綱は、「新さっぽろ音楽の日～Music Pocket～」を多くの方に知っていただくために作成したロゴマークの使用について必要な事項を定めるものである。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークの基本デザインは別図1のとおりとする。ただし、用途により別図2も使用可能とする。

(定義)

第3条 「新さっぽろ音楽の日～Music Pocket～」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）は、当該イベントの広報活動が目的であれば自由に使用することができる。

(著作権)

第4条 著作権は、厚別区役所が保有する。

(使用の申請)

第5条 ロゴマークを当該イベントの広報活動以外の目的で使用しようとする者は「新さっぽろ音楽の日～Music Pocket～ロゴマーク使用申請書」（様式1）に、必要事項を記載し、使用開始前に厚別区市民部地域振興課に申請しなければならない。ただし、各号に該当する場合を除く。

- (1) 当該イベントの構成団体が使用するとき
- (2) 当該イベントの出演者及び出演関係者が使用するとき
- (3) 報道機関が報道のために使用するとき
- (4) その他、厚別区役所が適当と認めるとき

(使用の承認)

第6条 前条の規定による申請があったときはその内容を審査し、相当と認められた場合はロゴマークの使用を許可し、「新さっぽろ音楽の日～Music Pocket～ロゴマーク使用承認通知書」（様式2）により申請者に通知する。なお、相当と認められない場合は、「新さっぽろ音楽の日～Music Pocket～ロゴマーク使用不承認通知書」（様式3）により申請者に通知する。

2 各号に該当する場合、ロゴマークの使用を承認しない。

- (1) 法令又は公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 宗教的な活動や政治的な活動を目的とするもの又はそのおそれがあるもの
- (3) その他、使用が不適切と思われるもの

（使用時の注意事項）

第7条 ロゴマークの使用に当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。ロゴマークの使用が不相当と判断した場合は、使用者に対して是正や回収等の措置を求めることがある。

- (1) 必ず厚別区が提供するデータを使用すること。
- (2) 色の変更、一部のみの使用、縦横比率の変更などの改変は行わないこと。
- (3) 商標登録出願を行わないこと。

（使用にかかる責任）

第8条 ロゴマークの使用に起因する事故及び第三者への損害等について、厚別区役所は一切の責任を負わない。

（使用料）

第9条 ロゴマークの使用料は無料とする。

（個人情報の取扱い）

第10条 本要綱に基づき収集した個人情報については、ロゴマーク使用の取

扱いに関する事務以外の用途には使用しない。

2 ロゴマークを使用した個人の氏名又は法人・団体の名称、ロゴマークの使用目的及び使用方法等については、厚別区公式ホームページや当該イベント公式SNSアカウントなどで公表する場合がある。ロゴマークの使用を申請した者は、特段の申し出がない場合には、この取り扱いに同意したものとみなす。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は厚別区役所が別に定める。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。